

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2019年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1～問3に答えなさい。

問1

X社は、日本での配給とビデオ販売のみを目的とした映画製作を企画しており、プロデューサーである甲とX社の法務担当者である乙が、資金調達スキームについて会話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「製作委員会方式で映画製作をした場合に、製作委員会から生じた損益は出資者にパススルーされるときいたんだけど本当かな。」
乙 「そうですね。製作委員会に係る損益は、予め決められた分配比率に基づいて各製作委員会メンバーに分配されて、各メンバーが税法の規定に基づいて、自らの所得と合算して税務申告することになりますね。」
- イ 甲 「映画製作中に事故等があった場合、製作委員会の出資者が出資額以上の責任を負わないようにしたいんだ。どうしたらよいかな。」
乙 「製作委員会の出資者は出資額の範囲までしか責任を負わないので、心配はいりませんね。」
- ウ 甲 「今回は、外国法人にも製作委員会に出資してもらおうと考えているんだけど、何か気をつけることはないかな。」
乙 「製作委員会は任意組合の形式をとる予定なので、日本で事業を行っているこの製作委員会からの外国組合員に対する利益の分配は、国内源泉所得に該当し、20.42%の源泉税が課されますよ。」
- エ 甲 「外国法人と匿名組合契約を締結して出資してもらえば、日本での法人税の申告義務は生じないよね。」
乙 「そうですね。日本に恒久的施設を有しない外国法人である匿名組合員に対して利益分配を行った場合には、源泉税の納税だけで税務関係は終了します。ですが、金融商品取引法の規定により、第二種金融商品取引業者としての登録か、適格機関投資家等特例業務の届出が必要になりますね。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問2

映画配給会社X社，ビデオメーカーY社，出版社Z社の3社は，映画の製作，利用について製作委員会を組成し，実写映画を製作した。総製作費は5億円で，X社が3億円（60%），Y社とZ社が各1億円（各社20%）を負担し，収入の分配比率は製作費の負担比率と同一とした。初年度の製作委員会全体に分配される配給収入は6億円，ビデオ収入は4億円とする。ア～エを比較して，出版社Z社における製作委員会事業から生ずる初年度の損益として，最も適切と考えられるものはどれか。なお，消費税については考慮しないものとし，Z社における本作品に係る減価償却費の初年度の償却率は50%とする。

ア 9億円

= 配給収入6億円 + ビデオ収入4億円 - Z社製作費1億円

イ 1億円

= (配給収入6億円 + ビデオ収入4億円) × 分配比率20% - Z社製作費1億円

ウ 0.5億円

= { (配給収入6億円 + ビデオ収入4億円) × 分配比率20% - Z社製作費1億円 } × 減価償却率50%

エ 1.5億円

= (配給収入6億円 + ビデオ収入4億円) × 分配比率20% - Z社製作費1億円 × 減価償却率50%

問3

米国のアーティスト丙が日本でコンサートをするために来日する。プロモーターX社の担当者甲と経理部の部長乙が招聘における税務上の取扱について会話している。ア～ウを比較して，甲と乙の会話として，最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

ア 甲 「丙への報酬について，日本では源泉税が課されるのですか。」

乙 「日本国内源泉所得としての支払なので100万円までは10.21%，100万円超の金額には20.42%の源泉税が課されますよ。」

イ 甲 「丙が報酬とは別に経費を請求してきたのですが，支払うべきですか。」

乙 「丙が支払ったこれらの経費は，源泉税の計算上は報酬の一部になるので，源泉税分を差し引いて支払います。」

ウ 甲 「飛行機代やホテル代をわが社から各支払先に直接支払うとどうなりますか。」

乙 「わが社が経費を直接支払った場合には，報酬にはならないので，源泉税の計算から除外されます。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

2 知財大学映画学部の乙教授のゼミに在籍する大学4年生の甲は、卒業制作の一環として、自らを中心となり、乙ゼミの同級生たちと共に下表の座組で低予算の実写映画「チザイを極めろ！」を製作した。この映画「チザイを極めろ！」を大学近くの単館系映画館で上映したところ、SNS上の口コミで評判が広がり、遂には全国200館以上で公開されるに至った。問4～問5に答えなさい。

製作	乙ゼミ	脚本	甲	主演	小平 修一
原作	国枝 崇	監督	甲	〃	吉田 健二
撮影	矢口 一正	録音	大内 治秀	主題歌作曲	渡辺 秀夫

問4

甲は、本映画の想定外の大ヒットを喜びつつも、次第に心配事が増えてきたので、乙教授に相談をした。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「本映画は、大手映画配給会社X社により、これから海外でも劇場上映される運びとなりました。本映画は国枝崇君の日記を原作としていますが、彼には、クランクインの日に1万円を支払って、これで勘弁してくれと話したきりです。X社は、海外上映も本映画の一次利用にあたるので、追加の原作使用料を支払う必要はないといっています。」
- 乙 「X社のいう通り、海外興行でいくら大ヒットしたとしても、劇場上映である限り、それは映画の一次利用だとするのが映画業界の慣行だから、国枝君には気の毒だけれども、あなたが支払った1万円で勘弁してもらえないね。」
- イ 甲 「撮影を担当した矢口一正君は、本映画に『撮影』とクレジットされている以上、自分も本映画の著作者だと主張しています。そして、二次利用の際に監督の僕にだけ追加報酬が支払われるのは不公平だといっています。」
- 乙 「たしかに著作権法の条文には監督とか撮影とか美術を担当した者が著作者だと書かれているけれども、監督のみを著作者とする場合が多いんだ。もっとも、監督としてのあなたが二次利用の際に当然に追加報酬を受ける権利を有しているわけでもないよ。」
- ウ 甲 「本映画は、放送事業者Y社により、半年後に地上波で全国放送される運びとなりました。放送にあたって、ミュージックキューシートなるものをY社に提出するよういわれました。」
- 乙 「本映画のために渡辺秀夫君に作曲してもらった主題歌も、大内治秀君に打ち込みで作ってもらった背景音楽も、すべて映画のための委嘱楽曲としてJASRACが自動的に取り扱ってくれるから、ミュージックキューシートをY社に提出する必要はないよ。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問5

甲は、映画「チザイを極めろ！」をめぐる権利関係について、考えれば考えるほど不安に襲われてきたので、後日また乙教授のもとへ相談にいった。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「本映画の製作費200万円は、乙教授が100万円、僕たちゼミ生10名がそれぞれ10万円を出し合って捻出しました。そもそも本映画の著作権は、誰に帰属していますか。」
- 乙 「クレジットには便宜上『製作：乙ゼミ』と表示したけれども、乙ゼミは法人ではないから、著作権法上、権利義務の主体にはなり得ないよ。従って、乙ゼミの代表者であり、一番お金を出した自然人の私が本映画の著作権者になるね。」
- イ 甲 「主演の2人は、出演料なんていらぬよといってくれていましたが、クランクアップの日に、当初の出演料を1名5千円として、二次利用の際の追加報酬等は別途相談ということで話をつけて現金で支払いました。それ以外に何ら取り決めていませんが、今後の二次利用において、彼らに追加で支払う必要はありますか。」
- 乙 「著作権法上においては、いわゆるワンチャンス主義の規定があり、この規定は強行規定だよ。よって、ワンチャンス主義と異なる形で、追加で出演料を支払うことはできないので、彼らは本映画の二次利用の際に追加報酬等を受け取ることはできないよ。」
- ウ 甲 「商標登録なんて何もしていませんが、今からでも『チザイを極めろ！』について商標登録出願をすべきですか。」
- 乙 「本映画の題号として『チザイを極めろ！』を使用することは、そもそも商標的使用ではないけれど、他人が『チザイを極めろ！』について商標権をとってしまうと、ライセンサーが本映画の二次利用を躊躇することがあるので、想定される二次利用の範囲の区分で商標登録をしておけば安心だね。」
- エ 甲 「本映画の本編に使用しなかった映像を、僕と矢口一正君の2人で製作する別の映画で流用したいのですが、そもそも当該映像に係る著作権は誰に帰属するのですか。」
- 乙 「当該映像の著作権は、映画製作者に帰属するとした裁判例があるので、少なくともあなたたちに帰属する可能性はないよ。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 3 映画会社X社の経営企画部に所属する甲は、多方面の有能なクリエイターの確保を目的として、動画投稿サイト等にコンテンツを投稿するクリエイターのマネジメントや各種サポート（コンテンツの制作支援、広告収入の獲得及び配分等）を行う事業への参入を企画している。また、甲は、本事業への参入にあたり、X社が開設するオーディションチャンネルにおいて、各種コンテンツを募集することも企画している。問6～問7に答えなさい。

問6

甲は、X社のオーディションチャンネルにおいて一般クリエイターから各種コンテンツを募集することに関し、不安を覚える事項について、X社の法務部の部員乙に相談をした。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「第一弾として、わが社の著名なキャラクターである巨大怪獣チザイをテーマにイラストを募集する計画です。この場合、当該キャラクターをデフォルメしたイラストが多数寄せられることにはなりますが、その著作権の取扱いについては、どのようにするのがよいですか。」
- 乙 「最高裁判例によると、キャラクターそれ自体は著作物とされませんので、巨大怪獣チザイが多少デフォルメされたとしても、デフォルメされた巨大怪獣チザイには著作権は発生しません。」
- イ 甲 「第二弾として、同じテーマで音楽を募集する計画です。応募作品の著作権は、応募の時をもって、すべてわが社に譲渡される旨を募集要項に定めますが、いわゆる原盤権の取扱いについては、どのようにするのがよいですか。」
- 乙 「応募された録音物は、応募の時点では、市販の目的をもって製作されたレコードの複製物とはいえませんので、原盤権は発生しません。」
- ウ 甲 「第三弾として、同じテーマで実写動画を募集する計画です。応募作品には、第三者の著作物が無許諾で写り込んでいることが予想されますが、応募された実写動画をわが社のオーディションチャンネルにおいて公衆の閲覧の用に供した場合、当該第三者の著作権を侵害することにならないですか。」
- 乙 「無断で第三者の著作物を録画して公衆送信することは、著作権侵害になるおそれがありますが、応募作品の創作にあたり、撮影対象から分離困難であって、付随的な著作物の利用となる場合には、いわゆる写り込みとして、当該第三者の著作権が制限されることがあります。」
- エ 甲 「第四弾として、同じテーマでアニメ動画を募集する計画です。応募作品のうち、応募者が独自に創作した脚本に基づくものについては、当該脚本に係る著作権についても、譲渡を受けるべきですか。」
- 乙 「当該脚本は応募されたアニメ動画に化体されていますので、募集要項においてアニメ動画の著作権がわが社に譲渡される旨を定めれば、当該脚本に係る著作権についても、当然にわが社に譲渡されることとなります。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問7

甲は、X社のオーディションチャンネルにおいて発掘した有能なクリエイターのマネジメント等に関し、不安を覚える事項について、X社の法務部の部員乙に相談をした。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「わが社に所属することとなった日本人クリエイター丙との間で、丙が契約期間中に制作したすべての著作物については、その著作権の存続期間中わが社が独占的に利用することができる旨の契約を締結した場合、このような取決めが無効とされるおそれはありませんか。」
- 乙 「一般に、いわゆる専属実演家契約においても、実演家により契約期間中に制作される著作物の著作権を事前に包括的に所属事務所に帰属させることはしばしば行われています。そのように取り決めたとしても、その点だけをもって直ちに公序良俗に反し無効とされるということはないと考えられます。」
- イ 甲 「日本人クリエイター丙が自ら制作した動画の著作権をわが社に譲渡するとともに、わが社に対してその著作者人格権の不行使を約した場合において、丙がわが社の許諾を得ることなく当該動画をそのまま配信したときは、わが社は、丙によるその配信を差し止めることができますか。」
- 乙 「当該動画の著作権譲渡契約において、著作権法第27条と第28条の権利を特掲しなかった場合には、わが社は、丙によるその配信を差し止めることができません。」
- ウ 甲 「米国在住の米国人クリエイター丁が同国において自ら制作した動画に係る著作権の譲渡をわが社が受ける場合、その著作権譲渡契約においては、いわゆる著作者人格権の不行使特約を入れる必要がありますか。」
- 乙 「当該米国人クリエイター丁は、米国著作権法（連邦法）に基づき、当該動画に係る著作者人格権を享有しますので、著作者人格権不行使特約を入れる必要があります。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 4 出版社X社（資本金1億円）とグッズ製造業者Y社（資本金1000万円）とは、X社が発行する雑誌につける付録の製造をY社に委託することについて、契約を締結しようとしている。Y社の担当者丙とその同僚丁は、X社からY社に対して提示された当該契約に係る契約書のドラフトを検討している。以下はドラフトの一部である。問8に答えなさい。

取引基本契約

株式会社X社（以下、「甲」という。）とY株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間の継続取引に関し、以下の通り取引基本契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は、甲が発行する雑誌の付録等に使用する製品等（以下、「目的物」という。）の製造を乙に委託する。
2. 目的物の内容及び製造基準は別途定めるものとする。

第2条（基本契約と個別契約）

本契約に規定する内容は、本契約に基づく個々の取引（以下、「個別契約」という。）に適用されるものとし、甲及び乙は、本契約及び個別契約を遵守しなければならない。

第3条（個別契約の成立）

甲は、発注日、品名、単価、納期、数量、納入場所、支払代金、支払期日等を記載した所定の注文書を送付、電子メール送信等又はファクシミリ送信することにより個別契約の申込を行い、乙がこの申込に対し注文請書を提出することにより、個別契約が成立するものとする。

第4条（契約の変更等）

1. 甲は、仕様変更、生産変更その他の甲の都合により、個別契約の全部もしくは一部を変更又は解除することができる。
2. 甲は、前項の変更又は解除により乙が損害を被るときは、甲乙協議の上、乙の損害を補償するものとする。

第5条（価格）

目的物の価格については、乙が見積書に希望価格を記入して甲に提出し、甲乙協議の上これを決定する。目的物の価格には、別に定めるときを除き、下記各号の費用を含むものとする。

（以下、略）

第6条（納入）

1. 乙は、個別契約で定められた期日に、所定の数量の目的物を、甲の所定の納品書とともに納入するものとする。
2. 乙は、前項の納入をすることができない事由が生じたときは、直ちにその事由、納入予定日、対策等を甲に申し出て、その指示に従うものとする。

第7条（受領、検収）

1. 甲は、乙が納入する目的物を受領し、甲の定める検査基準によって検収する。

（次ページに続く）

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

2. 甲の検収の結果不合格品が生じたときは、甲は速やかに乙に通知し、甲の指示により乙は遅滞なく代品を甲に納入する。

3. 前項の代品の調達と不合格品の処分に費やす費用は、乙が負担するものとする。

第8条（仕様）

乙が甲に納入する目的物は、甲が事前に指定する次の各号のいずれかに適合しなければならない。

- (1) 甲が乙に貸与した図面、仕様書、検査基準及びこれに準ずる規格、資料
- (2) 乙が作成し、甲の承認を得た図面、仕様書及びこれに準ずる書類、資料
- (3) その他甲乙協議の上、決定した事項
- (4) 前各号に該当しないもので J I S 規格等、公に定められた規格があるときはその規格

第9条（支払方法等）

1. 甲の乙への支払は、目的物の納入後90日以内に行う。その他の詳細は個別契約の支払条件に従う。

2. 甲は、目的物の代金を支払う際に乙に対する金銭債権があるときは、その相当額をもって相殺することができる。

第10条（遅延時の取扱）

個別契約で定めた納期に乙が納品できない場合、乙は以下の各場合に従い責任を負う。

- (1) 当該雑誌が当初の発売日に発行可能な場合、甲は目的物を受領する。但し、納期が遅延したことにより発生する倉庫代、緊急作業費等はいずれも乙が負担する。輸送費が増加する場合も同様に乙の負担とする。
- (2) 当該雑誌が全国又は一部の地域で発売が遅延した場合、前号に加えて、乙は、発売遅延により甲に生じる損害を賠償しなければならない。
- (3) 目的物を雑誌の付録として使用できなかった場合（全数納品できなかった場合も含む）、甲は目的物を受領を拒否することができ、乙への代金支払も行わない。

第11条（損害賠償）

前条第2号及び第3号の場合の、損害賠償の予定額は1000万円（税込）とする。

第12条（瑕疵担保責任）

1. 乙より甲へ、目的物の所有権が移った後であっても、目的物に品質上もしくはその他の瑕疵が発見され、これが乙の責に帰すべき事由によるときは、乙は甲の要求に従って速やかに当該目的物を引き取り、完全なる代品の提供又は代金の減額をするものとする。但し、このような瑕疵が乙から甲への所有権移転後、甲の責に帰すべき事由で生じたときはこの限りではない。

2. 前項に定める乙の瑕疵担保責任は、甲の目的物受領後2年間存続する。

第13条（産業財産権） (略)

第14条（第三者への販売禁止）

乙は、いかなる事由があっても目的物を第三者に販売し、譲渡し、又は利用してはならない。但し、甲の文書による事前の承諾のあるときはこの限りでない。

第15条（機密保持） (略)

第16条（契約解除） (略)

(次ページに続く)

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

第17条 (契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とする。但し、期間満了1カ月前に甲乙いずれからも何らかの意思表示のないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後同様に扱う。

(以下、略)

問8

ア～エを比較して、丙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「X社による個別契約の変更や解除についての条項は、解除については請負に関する民法の規定通りなのですが、変更の場合も甲に賠償義務があることを明示するという点で、意義があると思います。」
- イ 「わが社の責任で、雑誌の発売が遅延となった場合は、賠償額は、基本的には契約の定めに従うこととなりますね。」
- ウ 「支払サイトについては、納入後90日とされているのは短縮を要請すべきですし、X社も応じるはずです。」
- エ 「瑕疵担保責任の規定についても、民法の規定の通りなので、問題とするところはないかと思えます。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 5 ゲーム制作会社X社は、デザイン制作会社Y社に対して、新作のゲームに組み込む主要なキャラクターのデザインデータの制作を依頼しようとしている。以下は、X社がY社に対して提示しようとしている契約書のドラフト（以下、「本ドラフト」という。）の一部である。X社の法務部の担当者丙と丁が、本ドラフトについて検討を行っている。問9～問11に答えなさい。

業務委託契約

株式会社X社（本店所在地：東京都港区六本木〇〇〇。以下、「甲」という。）と株式会社Y社（本店所在地：東京都品川区東品川△△△。以下、「乙」という。）は、甲が開発中のスマートフォンゲーム「電脳冒険ファイター」（以下、「本件ゲーム」という。）に登場する主要キャラクターのデザイン制作に関し、以下の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託）

1. 甲は乙に対して以下に記載の業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託し誠実に履行するものとする。
本件ゲームに登場する別添1（省略）記載のキャラクターのデザインデータの制作業務
2. 本件業務履行の成果として乙が甲に提出すべきもの（以下、「本件成果物」という。）は別添2（省略）に記載の通りとする。
3. 甲は、本件業務の履行のために必要となる本件成果物の仕様、規格、基準を記載した文書を乙に提示するとともに、本件業務の履行過程に応じて文書（必要に応じて文書作成用、表計算用又はプレゼンテーション用ファイル等を添付した、電子メール、その他別途甲乙合意した方法による方式をもって発信する場合を含む。以下同じ。）又は口頭により指示をなし、乙は、これに準拠して本件業務を履行するものとする。
4. 乙は、別添3（省略）に定めるスケジュールに従い、本件成果物を甲の本店にて提出するものとする。
5. 乙は、乙以外の第三者が権利を有する素材を本件成果物に利用するときは、事前に当該素材の概要、使用条件、その他甲が指示する事項を甲に通知し、その利用について、甲より書面による事前の承認を得るものとする。

第2条（再委託）

1. 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に対して再委託しようとする場合は、事前に再委託先の概要等甲が指示する事項を甲に提示の上、甲の書面による承諾を得なければならない。
2. 乙が前項の承諾を得て本件業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、乙は自らが本契約において甲に対して負うのと同等の義務を当該第三者が負うような必要かつ合理的な措置を講じなければならない。また、甲は、当該第三者の行為を乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を追及することができる。

（次ページに続く）

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

第3条（報告・中止等） （略）**第4条（検収）**

1. 甲は、別添4（省略）の規定により乙から本件成果物の提出を受けたときは、10営業日以内に当該成果物を検査・評価し、甲の満足するものと認めた場合は、検収に合格した旨を文書により乙に通知するものとする。
2. 甲は、前項の検査及び評価により、乙から提出された本件成果物を不合格と判断した場合は、乙に対し、当該本件成果物の修正を求めることができる。甲から修正を求められた場合、乙は、甲の指示に従って本件成果物を修正した上で、当該修正を施した本件成果物を甲が合理的に指示する期日迄に甲に提出し、甲の再度の検査及び評価を受けるものとする。その後、甲が本件成果物を合格と判断するまで、上述の手順は繰り返されるものとする。本条による検収合格をもって、乙から甲への本件成果物の引渡しは完了したものとする。
3. （以下、略）

第5条（権利の帰属、権利処理）

1. 本件業務の過程において行われた発明、考案、意匠の創作、著作等の知的活動の成果についての著作権及び著作隣接権等の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下、「本件権利」という。）は、本契約の本旨に基づいて、甲に帰属するものとする。
2. 本件権利が法令の定めや乙の勤務規則又は契約等の規定により当然には甲に原始的に帰属せず、乙に帰属するものとされるような場合は、乙の本件成果物の作成と同時に、当該本件権利が乙から甲へと完全に移転及び譲渡されたものとする。
3. 乙は、本件成果物に係る著作権が乙に帰属するとされる場合、当該本件成果物に関する著作者人格権及び実演家人格権を、甲及び甲の指定した者に対して一切主張及び行使しないことを約束する。
4. （以下、略）

第6条（表明・保証）

1. 乙は、本件成果物について、第三者の有する著作権その他の知的財産権及びその他のいかなる権利をも一切侵害しないことを甲に対して表明し、保証する。
2. （以下、略）

第7条（対価の支払）

甲は、乙に対して本件業務に対する対価として、金●円（税込）を、次に定めるスケジュールで、乙が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。当該振込にかかる振込手数料は甲が負担する。

最初の納品に対する検収完了日の属する月の翌月末日に全額

第8条（機密保持義務） （略）**第9条（解除）** （略）**第10条（契約上の地位の移転等）** （略）**第11条（合意管轄）** （略）

（以下、略）

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問9

ア～エを比較して、丁の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 丙 「本ドラフトのタイトルにつき、Y社は結局、キャラクターのデータを開発していることになるのだから、『業務委託契約』ではなく、『共同開発契約』とすべきではないかな。」
- 丁 「本ドラフトでは、本件成果物を作成する過程でわが社は具体的な仕様等を出すわけだし、本件成果物に係る権利はすべてわが社に帰属するのだから、共同で開発というのには違和感があるね。業務委託契約で問題ないと思うよ。」
- イ 丙 「先日締結した海外の会社との間の契約の際に、準拠法を定める必要があると先輩から教わった。本ドラフトでは準拠法の規定がないけど、準拠法は必ず規定しなければならないから問題があるね。」
- 丁 「そうだね。準拠法の定めがなければ適用される法律が定まらないので、準拠法は必ず定めなければならないね。」
- ウ 丙 「本ドラフトでは、本件成果物に関する翻案権の譲渡がなされないね。」
- 丁 「『本件権利』には著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むとされているので、翻案権についても有効に譲渡されていると解し得るよ。」
- エ 丙 「Y社がデザインデータを制作する際に、インターネット上で見つけたフリーの素材を使った場合、後になってそのフリーの素材の権利者から訴えられる可能性があるのではないかな。」
- 丁 「そのような素材をY社が利用する場合にはわが社の事前の承諾が必要なので、ある程度リスクは回避し得るよ。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問10

X社の資本金は3億5千万円、Y社の資本金は1千万円である。ア～エを比較して、丁の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、下請代金支払遅延等防止法について、以下、「下請法」という。

- ア 「本件では親事業者たるわが社が、下請事業者Y社に対してプログラムの制作委託をするものなので、下請法の適用があるよ。」
- イ 「下請法が適用される場合は、今回の本件成果物の納品、支払が完了した後に、わが社が再度、同様のキャラクターの制作を委託する場合、再度書面をもって委託しなければ、下請法に違反する可能性があるよ。」
- ウ 「下請法では親事業者の支払期日について規制をしているが、本契約においてはかかる規制を遵守しているので問題ないよ。」
- エ 「仮にY社が中国に所在する中国の会社で、形式的に下請法の適用がある場合でも、下請法の趣旨は日本の事業者の不利益を擁護しようとするものであるので、現時点においては、日本は、運用上海外法人の取締りを行っていないよ。」

問11

X社がY社と本件に関し打合せをしたところ、Y社のキャラクターデザインのセンスや能力が非常に高いことが判明したため、X社の指示に従って単にY社がキャラクターのデザインデータを作成するのではなく、X社、Y社がデザインにつき案を出し合うキャラクターデザインの共同制作をすることとなった。共同制作の契約にすることにつき、丙と丁が話し合っている。ア～エを比較して、丁の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「わが社とY社がキャラクターを共同制作した場合、キャラクターは共同著作物となると考えられるが、かかる共同著作物には著作権法に別段の定めがない限り民法の共有に関する規定が原則的に適用されるよ。」
- イ 「契約で持分を定めていなければ、わが社とY社の持分割合は均等と推定されるよ。」
- ウ 「共同制作したキャラクターを第三者にライセンスする場合、持分の過半数を有する者が決し得るので、わが社は持分の過半数を持っておいて、ライセンスする場合の主導権を握っておく必要があるよ。」
- エ 「共同著作物について著作者人格権を行使するには、わが社とY社の持分割合にかかわらず、わが社とY社が合意しなければ行使できないよ。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 6 大手の映像ストリーミング配信事業者X社は、アニメーション制作会社Y社が製作するアニメーション作品を配信するサービスを行うことになった。そこで、X社とY社との間で、当該動画配信に関する契約を締結することになった。以下はX社がY社に提示した契約書のドラフト（以下、「本ドラフト」という。）の一部である。問12～問14に答えなさい。

動画配信に関する契約

株式会社X社（本店所在地：東京都千代田区丸の内〇〇〇。以下、「甲」という。）と株式会社Y社（本店所在地：東京都品川区西品川△△△。以下、「乙」という。）は、乙が製作したアニメーション作品を甲の動画配信プラットフォームに載せて配信することに関し、以下の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

- (1) ストリーミング配信
ストリーミング技術を使った動画配信のことをいう。
- (2) TVOD方式
都度課金制動画配信方式（利用者が視聴を希望する動画ごとに料金を支払う方式）の動画配信をいう。
- (3) 本件アニメ
乙が製作した、人気連載漫画を素材とした刑事アニメ「たそがれ弁護士」のことをいう。
- (4) 本件プラットフォーム
インターネットを通じて会員登録をした利用者に対して動画をTVOD方式で有料配信する、甲が運営・管理するプラットフォームをいう。

第2条（配信許諾）

乙は、本件アニメを本契約の定めに従って、甲が、許諾期間内に日本国内において、本件プラットフォームを通じて、独占的に利用者に対してストリーミング配信することを許諾する。

第3条（本件アニメの提供）

1. 乙は、本契約締結後30日以内に、甲、乙が別途合意した形式の本件アニメの素材（以下、「本件素材」という。）を引き渡すものとする。
2. 甲は、前項により本件素材の引渡しを受けたときは、10営業日以内にその素材の不備、不具合（以下、「不備等」という。）がないか検査を行い、不備等があれば同期間内に乙に対して通知するものとする。不備等があった場合、乙は自らの費用で直ちに不備等を修補するか、不備等がない素材を代わりに提供しなければならない。

（次ページに続く）

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

3. 本件アニメに関する知的財産権を含むすべての権利は乙に留保されるものとし、本契約において明確に乙から甲に対して許諾されている権利を除き、乙から甲への本件素材の引渡しにより乙から甲に対し本件アニメの知的財産権及びこれに関する一切の権利が譲渡、許諾されるわけではないことを、甲と乙は確認する。
4. 乙は、本件アニメが乙による独自の創作によるものであり、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するものでないことを保証する。

第4条（甲の権利及び制限）

1. 甲は、本件素材が漏えいしたり、盗難されたりしないよう最善の注意義務をもって保管、管理しなければならない。また、甲は、無料プレビューを除き、対価を支払わない者に本件アニメを視聴されないように最大限の措置を講じなければならない。
2. 甲は、本件アニメのストリーミング配信のみを行い、利用者がダウンロードできないような最大限の措置を講じるものとする。
3. 甲は、利用者が本件アニメを視聴できる期間を、本件アニメの購入から1年としなければならない。
4. 甲は、本件素材を本件プラットフォーム以外の方法で配信、利用してはならない。
5. 前項の規定に拘らず、甲は、本件プラットフォームを利用した本件アニメの配信の宣伝広告等の目的で、本件素材の一部を複製したり、本件アニメの無料プレビューを作成したりする等、本件素材を利用することができる。

第5条（乙の権利及び制限）

1. 乙は、本件アニメのDVD（以下、「本件DVD」という。）を発売することができる。但し、乙は、本契約締結後4カ月間は本件DVDを販売することができない。
2. 乙が本件DVDを販売する場合、希望小売価格として2500円（税別）を小売店等に対して提示しなければならない。

第6条（対価）

1. 甲は、乙に対して、本契約締結後10営業日以内に最低保証金として、金100万円（税別）を支払わなければならない。
2. 甲は、月間許諾料として、希望配信価格にその月に購入した利用者数を掛けた金額の10%に相当する金額（税別）を乙に対して支払うものとする。なお、ここにおいて希望配信価格とは乙から甲に対して提示される配信の際の希望価格をいう。但し、甲が実際に利用者に対して配信する際にはかかる希望価格に甲は拘束されず、甲が自由に配信価格を決定することができるものとする。また、月間許諾料の総額が前項の最低保証金の額を超えるまでは、甲は当該月間許諾料の支払義務を負わない。

第7条（記録の監査） （略）**第8条（契約期間）**

本契約の期間は、本契約締結日より1年とする。但し、甲又は乙の一方当事者から、相手方に対し期間満了の60日前までに期間満了による契約終了の意思表示のない限り、本契約は同一条件で更に1年間、期間延長するものとし、以後も同様とする。

（次ページに続く）

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

第9条(解除) (略)

第10条(契約終了時の措置)

本契約が期間満了又は前条により解除された場合、甲は本件アニメの販売、配信を直ちに停止しなければならず、本件素材を乙に対して返却すると共に、乙が合理的に指示する措置をとらなければならない。但し、甲は、既に本件アニメを購入した利用者に対しては購入時から1年経過するまでは配信を継続することができる。

第11条(契約上の地位の譲渡等) (略)

第12条(機密保持義務) (略)

第13条(管轄裁判所) (略)

(以下、略)

問12

Y社の法務部の部員が本ドラフトについて検討している。ア～エを比較して、本契約に関する解釈として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア わが社は、いずれ本件DVDも販売しようとしているが、わが社のかかる販売する権利は本契約において確保されている。
- イ X社が本件アニメを本件プラットフォームを通じて配信した場合、X社はわが社に対して必ず月間許諾料を支払わなければならない。
- ウ X社が宣伝広告等のために、本件素材を編集する場合には、本件アニメのイメージを壊されてしまう可能性もあるため、かかる編集につき本ドラフトにわが社の事前承認の手続をきちんと明記したほうがよい。
- エ 本契約においては、利用者がストリーミング視聴できるデバイスの数に特に制限が設けられておらず、場合によっては複数の者によって視聴されてしまい売上が伸びない可能性があるため、この点X社が制限するように本契約に規定したほうがよい。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問13

Y社の法務部の部員が本ドラフトについて検討している。ア～エを比較して、本契約に関する解釈として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 第6条第2項で、わが社は本件アニメの希望配信価格を規定しているが、「希望」とあるように実際にはX社に価格決定の自由があるので、違法ではない。
- イ 第5条第2項で、わが社は本件DVDの希望小売価格を提示することをX社から義務づけられているが、あくまで「希望」の価格なので、かかるX社の行為は違法とはなり得ない。
- ウ 第4条第3項で、わが社は利用者が本件アニメを視聴できる期間を1年間に限っているが、かかる制限は違法ではない。
- エ 本件アニメは著作物といえるが、本件DVDは再販売価格拘束の適用除外にはあたらないので、本件DVDにつき再販売価格の拘束を行うと違法である。

問14

ア～エを比較して、本件プラットフォームがストリーミング配信ではなく、X社によりコピープロテクションが施されつつ、ファイルを利用者にダウンロードさせる方式を用いた場合において、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、当該ダウンロードされたファイルを、以下、「本件ダウンロード版」といい、「本件ダウンロード版」に収録されている本件アニメを「動画A」という。

- ア 本件ダウンロード版を購入した他のアニメ制作会社に勤務する利用者が、動画Aをビデオカメラで録画し、職場で研究のため同僚たちと視聴した。この行為は、私的使用のための複製にはあらず、違法である。
- イ 本件ダウンロード版を購入した大学の理工学部の学生が、家庭のパソコンだけでなく、大学のパソコンでも動画Aを視聴できるようにしようと考えた。その際に、家庭のパソコンで、違法アップロードサイトにアップロードされているツールを使ってコピープロテクションを解除した上で大学のパソコンに動画Aをコピーすることは、たとえ違法なツールを使っていたとしても、個人で見るためだけであれば、私的使用のための複製と考えられるので違法ではない。
- ウ 本件ダウンロード版を違法にコピーしたファイルBが違法アップロードサイトにアップロードされている場合、違法アップロードであることを知りつつファイルBを自分のパソコンにダウンロードすることは、仮に私的使用のためだけであっても、違法である。
- エ 本件ダウンロード版を違法にコピーしたファイルBが違法アップロードサイトにアップロードされストリーミング再生されている場合、第三者が、ファイルBに収録されている動画を自分だけでストリーミング視聴することは、違法ではない。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

7 ゲームソフトの制作及び販売を行うX社は、2009年に発売されたロールプレイングゲームソフト「勇者チザイの冒険」（映像を伴うソフトであり、以下、「原ゲーム」という。）について、原ゲームの移植^{※1}ゲーム（以下、「移植ゲーム」という。）及び続編ゲーム（以下、「続編ゲーム」という。）の制作を検討している。原ゲームは、フリーの小説家である丙及び丁が共同で執筆したライトノベルを原作としており、X社は、原ゲームの制作時に、丙及び丁と原作許諾契約を締結している。また、当該原作許諾契約において、ゲームプラットフォームの許諾範囲の限定はなく、許諾期間は2029年までである。問15～問17に答えなさい。

※1 「移植」とは、特定のゲーム機（プラットフォーム）向けに発売等されたゲームソフトについて、別のゲーム機（プラットフォーム）向けのゲームソフトとして改めて発売等を行うことをいう。

問15

X社の法務部の甲と乙は、原作の許諾に関して会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「原ゲームと移植ゲームの相違点は、原ゲームの映像を最新ゲーム機用に高画質化することのみです。従って、移植ゲームの制作は、原ゲームの原作許諾契約の許諾範囲に含まれていると考えてよいですね。」
- 乙 「映像の高画質化が単なる機械的な処理であれば、移植ゲームは原ゲームの二次的著作物ではなく、既に原作許諾されている原ゲームの二次利用の範囲に含まれると考えられますよ。」
- イ 甲 「原作許諾契約を改めて確認したところ、『原作の許諾及び確認並びに著作者人格権の行使については、丙を共同著作者の代表者として一任する。』旨の条項が存在しました。従って、今回の移植ゲームについては、丙のみと協議することでよいですね。」
- 乙 「原作許諾契約に明記されていたとしても、原作の著作権の行使に係る丙及び丁の都度の合意は必要ですし、著作者人格権の行使についても同様ですので、丙及び丁の両名と協議する必要がありますよ。」
- ウ 甲 「続編ゲーム制作の原作許諾に関して、2009年時に取得した住所と電話番号を使って原作者丙及び丁に連絡してみたところ、丁は消息不明でした。原作の許諾について、著作権法上の裁定制度を早急に利用したいのですが、可能ですよね。」
- 乙 「裁定制度は、著作権者不明の場合のみならず、著作権者は判明しているがその所在が知れない場合でも利用できますので、本件でも利用可能です。しかし、利用するためには、丁へのその連絡方法だけでは足りない可能性がありますよ。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問16

ア～エを比較して、ゲームの制作に関する乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「原ゲームのプロデューサー戊は、既にX社を退職しているところ、原ゲームの著作権表示の一部に、戊の個人名が、X社の承諾なしに記載されていることが判明しました。映画の著作物としての原ゲームの著作権がX社に帰属する点について、問題はありませんか。」
- 乙 「原ゲームの制作当時、戊はX社の従業員であり、原ゲームを職務として制作していますし、著作権の帰属に関する別段の定めもないため、この点では職務著作の要件を満たしています。しかし、X社の単独名義で公表をしていないため、戊から、著作権の一部が戊に帰属する旨を主張される可能性があります、問題となります。」
- イ 甲 「X社の従業員であるプログラマー己は、続編ゲームに関して革新的なプログラムを開発しましたが、X社の承諾なしに、インターネットで己個人名義での公表をしてしまっていました。プログラムの著作権がX社に帰属する点について、問題はありませんか。」
- 乙 「己はX社の従業員であり、プログラムを職務として開発していますし、著作権の帰属に関する別段の定めもないため、この点では職務著作の要件を満たしています。しかし、己が個人名義で公表をしているため、己から、著作権が己に帰属する旨を主張される可能性があります、問題となります。」
- ウ 甲 「従業員による無断の公表により、職務上作成された著作物がX社に職務著作として帰属しない場合であっても、就業規則で、予めX社にその著作権を承継させる旨を規定しておきたいと思います。これにより、職務著作と同等の効力を生ずると考えてよいですか。」
- 乙 「従業員に著作者人格権が発生してしまう点が、職務著作とは少なくとも異なってしまいますね。就業規則には、著作者人格権の不行使の条項も規定しましょう。」
- エ 甲 「従業員のインセンティブを高めるため、例えば、従業員が革新的なプログラムを職務上開発した場合、職務著作の対価として、給与とは別に報酬を支払うことを就業規則や個別の契約で定めるかどうか検討しています。但し、この報酬の支払は、著作権法上の義務ではないと理解していますが、よいですね。」
- 乙 「プログラムが職務発明にも該当する場合は別として、職務著作については報酬を支払わなければならないという著作権法上の義務はありませんので、そのインセンティブは、X社と従業員間の任意の定めとなります。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問17

X社は、続編ゲームのプロモーション及びマルチユースを行っている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 続編ゲームのメインテーマの楽曲は、JASRAC会員の有名作曲家庚が作曲したもので、この楽曲を続編ゲームのテレビCMにも使用したい。この場合、楽曲の使用料について、ゲームへの録音は、庚が委託する音楽出版者による指値の決定が必要となる一方で、テレビCMへの録音は、JASRACの使用料規程に従って、JASRACに使用料を支払えばよい。
- イ 原ゲームに続き続編ゲームも大ヒットが見込まれることから、早速続編ゲームのアニメ化の話が、アニメ企画会社のY社から来ている。この場合、続編ゲームを制作することに関して原作者である小説家からX社は既に原作許諾を受けているから、アニメの制作に関する許諾は、続編ゲームを原著物とした二次的著作物の創作として、X社が原作者としてY社に対して許諾することで、適切に権利処理ができる。
- ウ 続編ゲームの商品化として、主役キャラクターのコスプレ衣装を製造販売するライセンスを製造業者に対して与えて、既製品の衣装を販売している。一方で、個人のコスプレイヤーが別の製造業者に対して、その主役キャラクターのコスプレ衣装の特注品を発注しているようだが、この受注製作は私的使用目的の複製を超える可能性がある。
- エ 続編ゲームの商品化として、マスコットキャラクターの大型ぬいぐるみを製造販売するライセンスを製造業者に対して与えている。一方で、地方で10店舗を有する不動産業者が、そのぬいぐるみを購入し、客寄せのために全店舗の店頭で陳列している。この陳列は、X社の著作権を侵害する。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

8 X社は、数年前に、ノンフィクション小説Aの著作権を有する出版社Z社から許諾を受け、小説Aを映画化した実写映画Bを製作し、公開した。昨今、テレビ局であるY社が、Z社から許諾を受けて小説Aをアニメ化した全12回のテレビアニメCを制作し、放送しようとしていることがわかった。X社としては、テレビアニメCは実写映画Bに係るX社の著作権を侵害するものであると考え、Y社に対して何らかの法的措置をとりたいと考えている。X社の法務部の部長甲と部下乙が会話をしている。問18～問19に答えなさい。

問18

甲と乙が、Y社による著作権侵害及びこれを理由とする損害賠償請求権の成否について検討している。ア～エを比較して、甲の質問に対する乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「アニメCの中に映画Bと類似する部分が含まれていても、Y社が映画Bに接したことなく映画Bの存在を知らなかったという場合でも、アニメCを制作するY社の行為は映画Bに係るX社の著作権の侵害となるかな。」
- 乙 「複製権や翻案権の侵害には『依拠性』の要件が必要となりますので、その場合は侵害とはなりません。もっとも、依拠したかどうかはY社にしかわかり得ないことですので、Y社が『依拠していないこと』の立証責任を負うこととなります。」
- イ 甲 「X社が小説Aを映画化して映画Bを製作する際に、小説Aにはない要素が映画Bに加えられたんだ。Y社がアニメCを制作する際に、映画Bに依拠して、新たに加えられた要素をそのままアニメCの中に使用した場合、権利制限規定の適用がなければ、映画Bに係るX社の著作権の侵害は直ちに成り立つのかな。」
- 乙 「新たに加えられた要素をそのまま使用することは、常に複製権侵害となります。」
- ウ 甲 「実務的には、Z社がY社に対し小説Aのアニメ化を許諾する契約において、Z社はY社に対し、クオリティ・コントロールのためアニメCの素材や完成品についてZ社の監修を受けるよう義務づけられていることも多いと思います。仮にY社とZ社との間の契約にこのような義務が定められていて、Y社がこれをきちんと履行していた場合、Y社の不法行為は成り立つのかな。」
- 乙 「Y社が監修を受ける義務を履行していたのであれば、Y社に故意及び過失が認められず、不法行為は成立しないと考えられます。」
- エ 甲 「X社がY社に対し著作権侵害を理由として訴訟を提起し、不法行為に基づく損害賠償請求をした場合に、X社がY社の侵害行為により受けた損害の額を立証できないときは、X社は敗訴するのかな。」
- 乙 「損害の額が立証できなくても、X社に損害が生じたことを立証できれば、裁判所は口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができます。従って、損害額を立証できなかったとしても必ずしも敗訴するとはいえません。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問19

甲と乙がY社による著作権侵害の成否について検討した結果、侵害となる可能性が高いと判断できたため、Y社に対する法的措置の内容について検討している。ア～エを比較して、甲の質問に対する乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「Y社は、アニメCを放送するだけでなく、DVDにして販売するようだね。X社としては、DVDの販売は差し止めたいと考えているのだけど、DVDの販売に関するY社の故意又は過失を立証できない場合、差止請求は認められないのかな。」
- 乙 「差止請求については故意や過失は要件とされていないので、これらの立証ができなくても差止請求が認められる可能性はあります。」
- イ 甲 「小説Aの著作者である丙は既に死亡しているのだけど、その息子である丁は生存しているね。丁は、アニメCの内容は、丙が生きていれば許さなかった改変を小説Aに施したものであると考えているようだね。このとき、丁はどのような法的手段をとることができるのかな。」
- 乙 「著作権はZ社に渡っているのだから、丁としては、著作者人格権である同一性保持権侵害を主張して、損害賠償、名誉回復等の措置などを求めたいところです。しかし、著作者人格権は一身専属権であり、相続の対象とならないので、丁が損害賠償や名誉回復等の措置を請求することはできません。」
- ウ 甲 「損害及び加害者を知ってから3年が経過すると、不法行為に基づく損害賠償請求権は時効により消滅する。仮にY社がアニメCを放送したときにX社が損害及び加害者を知ると、その時から3年が経過した時に、X社のY社に対して有する不法行為に基づく損害賠償請求権が時効により消滅するね。この時点で、X社はY社に対し何らかの法的根拠に基づき金銭の支払を請求することはできるのかな。」
- 乙 「仮に、X社とY社が契約関係にありY社がその契約に違反したような場合には、債務不履行に基づく損害賠償請求ができる可能性があります。しかし今回はX社とY社に何ら契約関係がないため、法的に金銭請求ができることはあり得ません。」
- エ 甲 「X社は、X社に対する著作権侵害を理由としてY社を告訴することはできるのかな。」
- 乙 「捜査機関からの要請がなければ、告訴することはできません。そのためには、まず捜査機関に被害届や著作権侵害の鑑定書等を提出して、捜査の進展を待つ必要があります。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 9 大阪府に居住するイラストレーター甲は、東京都内に主たる営業所を置く出版社X社が、甲のイラストAに酷似するキャラクターBを無断で使用した書籍を出版しているとして、X社に対する当該書籍の出版の差止めと損害賠償を求める訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を東京地方裁判所に提起した。問20～問21に答えなさい。

問20

ア～エを比較して、その後の甲の訴訟活動として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 福岡市内に営業所を置くX社の支社で、当該書籍の製本が行われていることが判明したため、甲は、本件訴訟とは別に、X社を被告として福岡地方裁判所にも当該書籍の出版の差止めを求める訴訟を提起した。
- イ 本件訴訟において、X社が甲の請求を争う旨の答弁書を提出した後、甲は訴訟代理人である弁護士との間で訴訟の方針について折り合いがつかなくなり、訴訟を継続する意欲を失ったため、X社の同意を得て、訴えを取り下げた。
- ウ 本件訴訟について、東京地方裁判所は、キャラクターBがイラストAに依拠したものではないとの理由で甲の請求を棄却する判決をし、当該判決が確定した。その後、甲は、X社を被告として、大阪地方裁判所に当該書籍の出版の差止めを求める訴訟を提起した。
- エ 本件訴訟について、東京地方裁判所は甲の請求を一部認容する判決をしたが、甲は認容された損害賠償の額に不服があったため、東京高等裁判所に控訴することとし、控訴の提起70日後に控訴理由書を提出した。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問21

本件訴訟において、X社は甲からイラストAの利用を許諾された証拠として、甲と締結した利用許諾契約書を書証として提出した。当該利用許諾契約書についてX社の法務部の部員乙と丙が会話をしている。ア～ウを比較して、当該書証に関する丙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

乙 「利用許諾契約書に甲の署名がある場合、どのような証明の仕方が考えられますか。」

丙 「その署名が甲の筆跡と一致することを証明することで、利用許諾契約は甲の意思に基づいて締結されたことを証明することが可能です。」

乙 「利用許諾契約書に甲名義の押印がなされている場合はどうですか。」

丙の発言1 「その印影が甲の印鑑と同一であることが証明できれば、甲の真意に基づく押印が事実上推定され、更にこれにより利用許諾契約書全体が甲の意思に基づいて作成されたことが推定されます。」

乙 「その押印が実印によるものでなければ、そのような推定は働かないのですか。」

丙の発言2 「必ずしも印鑑登録された実印である必要はありません。」

乙 「ちなみに、民事訴訟法上、このような契約書の真正性を争う手続はありますか。」

丙の発言3 「民事訴訟法上の規定はありませんが、解釈上、契約書のような法律関係を証する書面の成立の真否を確定するために確認の訴えを提起することができます。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

10 問22～問45に答えなさい。

問22

著作権の登録について、X社の法務部の部員甲と乙とが会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「著作権法には登録制度があるよね。」

乙 「そうだね。だけど、特許権や商標権は、登録が権利の発生要件だけど、著作権は無方式主義がとられているため、登録は発生要件とはならないね。」

甲 「では登録の効果は何だろう。」

乙の発言1 「著作者の実名や発行年月日などを登録することができるから、登録によって登録内容通りの事実が推定されることだね。」

甲 「譲渡も登録できるよね。譲渡の登録の効果は何だろう。」

乙の発言2 「譲渡の登録は、対抗要件とされているね。二重に譲渡された場合、登録があるほうに権利があるとされるよ。」

甲 「譲渡は支分権単位かな、それとも細分化できるのかな。」

乙の発言3 「著作権の譲渡や利用は、実際の譲渡や利用形態に即して行われるもので、必ずしも支分権単位ではないよ。但し、譲渡の登録は支分権単位で行うことはできないね。」

甲 「利用許諾についての登録制度はないのかな。」

乙の発言4 「出版については、準物権的な権利として出版権が法定されていて、登録が可能で、対抗要件として機能するよ。しかしその他の利用許諾については登録制度がなく、著作権が譲渡されてしまうと、利用許諾を受けていたいわゆるライセンシーは、新たな著作権者に対して、ライセンシーとしての権利を対抗できないね。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問23

2018年12月30日に発効したTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）に伴う著作権法改正に関して、X社の法務部の甲が発言をしている。ア～ウを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 「放送と有線放送についての保護期間は、改正されません。放送については、放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年のままです。有線放送については、有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年のままです。」
- イ 「CD等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源、いわゆる配信音源を用いて放送や有線放送が行われた場合、実演家及びレコード製作者に対し、配信音源の二次利用について、二次使用料請求権が認められることになりました。」
- ウ 「親告罪とされていた著作権等侵害罪が全て非親告罪となったので、著作権侵害が減少することが期待されます。」

問24

玩具メーカーX社は、「タヌロー」と名付けたタヌキ型ロボットおもちゃAを開発した。そこで、X社は、タヌローのイラストBを作成して自社のホームページなどでタヌローの宣伝を行うと共に、おもちゃAの製造販売を開始した。宣伝に際しては、タヌキをイメージした独特な丸みをつけたカタカナ「タヌロー」のデザイン文字Cを用いると共に、「ポンポコタヌキのタヌローはいつでもキミと一緒にだよ～」というキャッチフレーズDを用いている。また、X社は、タヌローのイラストEを印刷したマグカップの販売も開始した。イラストEは、イラストBと大きさが異なるが、その他はすべて同じである。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア タヌローは、具体的なイラストBのみならず、抽象的なキャラクターについても著作物として保護される。
- イ デザイン文字Cに創作的な装飾が加えられている限り、デザイン文字Cは、著作物として保護される。
- ウ タヌローの宣伝としては、キャッチフレーズD以外にも様々なキャッチフレーズを用いることができるため、キャッチフレーズDは著作物として保護される。
- エ マグカップに印刷されたイラストEは、ホームページのイラストBの二次的著作物ではなく、複製物である。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問25

家具メーカーX社は、新たに開発したテーブルAを製造販売したところ、好評を博している。その後、X社の知的財産部の甲は、Y社がテーブルAに類似したテーブルBを販売しているとの情報をつかんだ。そこで、甲はテーブルAが著作物として保護されるための要件について、いわゆる「TRIPP TRAPP事件」(知財高判平成27年4月14日(H26年(ネ)第10063号))の内容を参照している。ア～エを比較して、判決に対する甲の理解として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権法第2条第1項第1号の「創作的に表現したもの」といえるためには、テーブルAにおいて作者の何らかの個性が表現されている必要がある。テーブルAにおける表現が平凡かつありふれたものであってはならない。
- イ 応用美術としてのテーブルAの著作物性が肯定されるためには、実用的機能を離れてみた場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えている必要がある。
- ウ 著作権法と意匠法の重複適用は相当ではないため、著作権法上保護されることによってテーブルAの利用、流通に係る支障が生じることを甘受してもなお、著作権法を適用する必要性が高いものに限り、テーブルAの著作物性が認められる。
- エ 応用美術としてのテーブルAが著作物に該当するとすれば、美術の著作物に該当する。テーブルAが美術の著作物に該当するためには、テーブルAが「美術工芸品」に該当する必要がある。

問26

大学院生甲は、著作権法に関する論文の執筆をしている。論文の執筆にあたり、専門書や他人の論文などに記載されている内容を自分の論文で引用したいと考えており、その場合に、著作権法上注意しなければならないことについて確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 専門書の奥付に「禁転載」と書かれている場合は、「禁転載」は権利者が著作権法上の引用を認めないという表示であるから、著作権法上の引用の要件を満たしたとしても、引用することはできない。
- イ 他人の著作物を引用する場合は、出所の表示をしなければならず、それを怠ると罰金刑に処される場合がある。
- ウ 論文の完成後には、たくさんの人に読んでもらいたい。論文に他人の著作物を引用している場合は、当該他人の許諾を得なければ、自分の論文であっても複製して配布することはできない。
- エ 英国で発表されている論文を引用する場合は、日本語に翻訳して利用することはできないので、英語表記のまま記載しなければならない。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問27

ア～エを比較して、「私的使用のための複製」に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。いずれの複製行為も著作権者の許諾は得ていないものとする。

- ア 映画館の中で、上映中の映像を自分のスマートフォンで撮影する行為は、個人的に家庭内で視聴するためであれば、私的使用のための複製として許される。
- イ 音楽CDの海賊版を、海賊版と知りながら、個人的に家庭内で聞くために自分のパソコンにダウンロードして複製する行為は、私的使用のための複製ではなく許されない。
- ウ コピープロテクトがかけられた映像を、個人的に家庭内で視聴するために、プロテクト回避ツールを使用して自分のパソコンにダウンロードして複製する行為は、私的使用のための複製として許される。
- エ 自己所有の書籍を、保存のために業者に依頼してスキャンしてデータ化する行為は、私的使用のための複製として許される。

問28

X美術館は、来年の秋に、現代美術作品のコレクターである甲が所有する絵画等の展覧会を開催する予定である。この展覧会の広報責任者である乙は、展覧会の告知方法等について検討している。ア～エを比較して、乙の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、いずれの作品についても、著作権の存続期間は満了していないものとする。

- ア この展覧会を宣伝するため、展示作品の中でも特に有名な作品について、小さな画像（サムネイル画像）をX美術館のウェブサイトに掲載することができる。
- イ 展覧会に来た人に貸し出すための電子機器において、展示作品の細部を拡大して見せるようにすることはできない。
- ウ 展覧会に来た人のために、展示作品を解説又は紹介する小冊子を作成することができる。
- エ X美術館の前を通りかかった人の目にとまるよう、X美術館の前の大通りに、展示する彫刻作品のミニチュアを作成して設置することはできない。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問29

おもちゃ製作会社X社は、おもちゃ製作会社Y社がその昔販売し大ヒットしたおもちゃAを、復刻して販売することを企画している。このおもちゃAには、Y社が複数の動物の声を合わせて独自に制作した音源Bが搭載されており、スイッチを押すと音源Bが流れる仕掛けになっていた。X社は、復刻版にも音源Bを複製し搭載したいと考えている。ア～エを比較して、X社の法務部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア おもちゃAに搭載されていた音源Bは、単に動物の声を録音したものであったので、著作隣接権による保護は認められない。
- イ おもちゃAに搭載されていた音源Bを制作したY社と連絡がとれない場合、X社は、音源Bの利用にあたって、手数料を納付することなく裁定の申請をすることができる。
- ウ おもちゃAの復刻版がテレビで取り上げられ音源Bが放送された場合、X社は二次使用料を受けることができる。
- エ おもちゃAの復刻版に、おもちゃAに表示されていたY社の名前を、音源Bのレコード製作者として表示する必要はない。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問30

映像制作会社X社は、二刀流で活躍する野球選手タローを特集した計3時間のドキュメンタリー番組「ザ・パイオニア～タローの軌跡～」の制作を企画している。X社のディレクター甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「『ザ・パイオニア』は、3回に分けてテレビで放送しますが、その時期は、第1回目と第2回目については2019年、最終回については2020年になる予定です。この場合、番組放送に係る著作権隣接権の存続期間満了日は、いつになりますか。」
- 乙 「1連の番組が逐次に放送されるので、この場合、最終回の放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年経過後に満了することになりますから、2070年12月31日になります。」
- イ 甲 「『ザ・パイオニア』のハイライトとして、タローのご家族に出演していただいて、タローに向けて応援ソングを歌ってもらいたいと考えています。この場合、タローのご家族はプロの歌手ではありませんが、ご家族の応援ソングの歌唱について著作権隣接権は発生しますか。」
- 乙 「著作権法の条文では歌手等が例示されていますが、プロに限るというものではなく、アマチュアであっても実演家に該当するため、応援ソングのような著作物を歌えば著作権隣接権が発生します。」
- ウ 甲 「タローの野球のプレーは、技術の高さとフォームの美しさに定評があり『芸術』といわれています。この場合、タローのプレーについて著作権隣接権は発生しますか。」
- 乙 「芸術的な性質を有するものではない野球競技であっても、そのプレーが芸術といわれるにまで至った場合は、フィギュアスケートやアイスショーと同様、実演に該当し著作権隣接権が発生します。」
- エ 甲 「『ザ・パイオニア』のテレビ放送は、放送事業者Y社が行います。私たちが番組の放送を受信して最小限のタイムラグでインターネット放送する場合、Y社から許諾を受けする必要がありますか。」
- 乙 「わが社はこの番組の著作権者であるため、Y社からの許諾は不要です。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問31

アニメ作品を中心とした映像キャラクター制作を業とするX社は、新たなキャラクターAを創作し、このキャラクターAを主人公とした映画Mを製作することを企画した。キャラクターAは、映画Mに続き、ゲームやキャラクターグッズ、他社のCM、商品タイアップ企画等において使用する計画である。キャラクターAの原案はX社内において企画するものである。ア～ウを比較して、X社のプロデューサー甲と法務担当者乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「キャラクターAの原案については、著名なキャラクターデザインを手がけている社外のクリエイター丙に依頼する予定としている。丙からは、著作権の帰属についてはX社としてよいとの同意を得ているよ。」
- 乙 「キャラクターAについて、X社のオリジナルキャラクターとするため、著作権を丙から譲渡してもらうのではなく、原始的にX社に帰属させましょう。そのためには、丙によるキャラクターAの原案制作が、X社の職務著作に該当するように制作してもらうことが必要と考えられます。但し、職務著作となる場合でも、著作者人格権はX社に帰属しないので、著作者人格権の不行使についても丙に同意してもらう必要がありますね。」
- イ 甲 「キャラクターAについては、玩具メーカーZ社の新発売の商品を宣伝広告するためのタイアップ企画を検討している。商品の名称はキャラクターAと一部が共通する名称として、Z社が商標権を取得することとしているね。」
- 乙 「Z社が商品の名称について商標権を取得した場合、当該商標権に係る登録商標はキャラクターAと一部が共通する名称であるため、タイアップの終了又は商品の販売終了の場合、当該商標権をX社に譲渡するか、又はX社が販売又は許諾する商品については商標権を行使しない旨の取決めをしたほうがよいですね。」
- ウ 甲 「キャラクターAがプリントされた商品を、玩具メーカーZ社が製造販売する予定だけど、第三者が無断で当該商品を製造販売した場合、X社は単独で当該製造販売を差し止めることができるかな。」
- 乙 「商品に付された商標についてZ社が商標権を取得している場合、無断で第三者が商品を製造販売する行為をX社が差し止めるには、著作権法上の規定に基づき、Z社の同意が必要です。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問32

アニメ作品を中心とした映像キャラクター制作を業とするX社は、江戸時代の初期に描かれた絵画Aをモチーフとした映像作品Rを制作することとした。現在、絵画Aを所有しているのは、Y美術館である。この絵画については、作者が1点のみ制作し、自らは複製物を制作していないことが判明している。X社では、市販の図録に掲載されている絵画Aの画像を元に、映像作品Rを制作することにした。ア～エを比較して、X社の法務担当者甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社がY美術館に連絡をしたところ、Y美術館は、絵画Aをモチーフに新たに作品を制作する場合には、絵画Aの、より細密な画像を提供するので、それを使用する旨の指示と、その画像提供の対価の支払を求めてきた。Y美術館は、他の制作会社にも同様の要求をしており、慣習として成立している旨を主張している。仮にX社がその提供された画像を使わない場合でも、このような著名な絵画を使用する場合にはY美術館との合意が必要である。
- イ 絵画Aは江戸時代から、その題号を含め著名な作品であった。著名な絵画につけられた題号については、商標登録を受けることができない。従って、絵画Aの題号をキャラクター商品等に使用しても商標権侵害となることはないので、商標調査は不要である。
- ウ 絵画Aは江戸時代に創作された作品で既に著作権は消滅しているため、絵画Aの著作権を侵害するおそれはない。一方で、第三者も絵画Aをモチーフとした著作物を、許諾を得ずに創作することができるため、将来的に、映像作品Rに類似した第三者の著作物が見つかった場合に、当該第三者の著作物は映像作品Rの複製である旨を主張したとしても、当該第三者からは、あくまで絵画Aを複製したに過ぎず、映像作品Rを複製したものではない旨を反論されるおそれがある。
- エ 著作権法の規定に基づき、作者のすべての直系卑属には、作者の死後における人格権的利益保護のための措置に基づく名誉回復等の措置の請求が認められているため、絵画Aについての著作者人格権の保護については配慮することが望ましい。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問33

出版社X社は、漫画家丙との間で作品Aの出版に関する独占の利用許諾契約を締結して作品Aを出版している。先日丙が急死したことによって、その対応についてX社の編集長甲と、法務担当者乙とが協議している。丙には作品Aのほか目立って売れている作品はなくその他の財産もほとんどない一方、サイドビジネスの失敗で借金がある。丙の両親は他界しており兄弟姉妹はおらず、家族は妻と子供2人である。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「著作権は相続の対象だね。」

乙の発言1 「もちろん財産権ですから、相続の対象となります。遺言書がなければ法定相続分通り、妻と子供は、全員3分の1ずつ相続します。」

甲 「著作権は分けられないよね。」

乙の発言2 「そうですね。相続開始と同時に妻と子供2人の共有となります。単独で相続するならば、遺産分割協議をしてもらわなければなりません。」

甲 「共有のままだとどうなるのだろうか。」

乙 「著作権の利用については全員の同意が必要となり大変ですから、権利行使の代表者を決めてもらうこともできます。」

甲 「借金の存在は何か問題となるのだろうか。」

乙 「著作権の財産価値は、近時の利用実績を元に鑑定して算出することになりますが、借金は負の遺産ですので、借金の額が大きければ家族は相続放棄を選択するおそれもありますね。」

甲 「相続を放棄したらどうなるのだろうか。」

乙の発言3 「相続放棄によって、初めから相続人とはならないとされていますから、家族全員が放棄したら、相続人がいない状態となりますね。」

甲 「その場合、わが社との契約はどうなるのだろうか。」

乙の発言4 「相続人が不存在で、かつ、特別縁故者等もないことにより、著作権が国庫に帰属すべきこととなった場合、著作権は消滅するとされています。いわゆるパブリックドメインとなりますので、出版の継続には支障はありませんが、他社からも出版される可能性があります。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問34

ア～エを比較して、著作権を侵害された場合の民事上の救済手段に関し、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 知的財産権に係る事件は専門的な事件であるため、差止請求訴訟を提起する場合は、弁護士に訴訟手続を委任しなければならない。
- イ 著作権侵害の行為によって作成されたものについては、廃棄請求をすることができるが、差止請求と別に請求することはできない。
- ウ 差止請求訴訟は、実際に侵害行為が行われていなければ提起することができないので、侵害のおそれがあるだけでは提起することはできない。
- エ 訴えに係る著作物の種類にかかわらず、著作権侵害に基づく訴訟は、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄とされているため、差止請求訴訟は、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起することになる。

問35

ア～エを比較して、著作権等管理事業法に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 文化庁のウェブサイトにおいて、著作権等管理事業者を検索することも、各事業者の管理委託契約約款及び使用料規程を確認することもできる。
- イ 1つの楽曲について、利用の区分ごとに異なる著作権等管理事業者に信託することはできない。
- ウ 人格なき社団や個人事業主であっても、文化庁に所定の登録申請書を提出すれば、この法律に基づく著作権等管理事業を行うことができる。
- エ 著作権等管理事業者は、いかなる場合も取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒むことができない。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問36

X社は、インターネット上で誰でもアクセスできる掲示板サービスと、各自で運営する店舗を複数擁するインターネットショッピングモールを、日本国内向けに提供することを検討している。そこで、X社の法務部の部員の甲は、損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）を確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 書き込みにより自らの著作権を侵害されたと主張する者は、プロバイダ責任制限法に基づいて、X社に差止請求をすることができる。
- イ X社は、書き込みにより自らの著作権を侵害されたと主張する者から、その書き込みの送信を防止する措置を講ずる「削除」を求める書面を受領した。その削除請求者の権利が侵害されていた場合には、X社はその書き込みの削除をしなければ、必ず賠償責任を負う。
- ウ X社が提供するインターネットショッピングモール内の店舗に出品された物がわいせつ物に該当する場合でも、X社はプロバイダ責任制限法により刑事免責の対象となる。
- エ X社は、情報発信者乙による書き込みにより自らの著作権を侵害されたと主張する丙から、その書き込みの送信を防止する措置を講ずる「削除」を求められ、その書き込みについて不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度で削除した。その後、その書き込みは丙から乙が契約により許諾されたものであり、著作権を侵害するものではないことが明らかになった。この場合、X社は、乙から削除による損害の賠償を求められたとしても、丙の主張内容から、その書き込みが丙の著作権を侵害していると信じるに足りる相当な理由があればその賠償責任を負わない。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問37

ア～ウを比較して、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア インターネット上の掲示板という、公衆がアクセス可能な場所に自ら権利を有する内容の書き込みを行う場合には、当該掲示板を通じてその書き込みを公衆送信する行為、その書き込みをディスプレイ上ではなく紙面上で閲覧するためにプリントアウトするという行為、書き込みを新聞、雑誌、出版物等に掲載する行為については、書き込みを行った権利者の許諾を得ずとも、それらを禁止する旨の特段の意思表示がない限り、権利者から黙示の許諾があると認められることが多い。
- イ 学校の授業において、主会場である教室で配布するプリント（他人の著作物）を遠隔地の副会場にしながら当該授業の同時中継を聴講中の生徒が閲覧可能なようにデータ化して送信する場合、著作権の権利制限規定が適用され、著作権侵害とはならない。
- ウ 学校の授業で、教室で配布するプリント（他人の著作物）をコピーすることについて著作権者から許諾を得ていたとしても、欠席中の生徒が後でインターネット上で当該プリントを閲覧できるような状態にする行為は、著作権の権利制限規定が適用されず、著作権の侵害となる。

問38

X社の法務部の甲は、税関の輸入差止めについて同僚の乙に質問をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「輸入差止申立ての有効期間はどのようになっていますか。」
乙 「有効期間は最長4年間で、有効期間の最終日の3カ月前から更新手続を行うことができ、更に最長4年の更新が可能です。」
- イ 甲 「輸入差止申立てが不受理となった場合、どのような手段をとることができますか。」
乙 「不受理の結果については、何ら不服を申し立てる手段はないので、再度、輸入差止申立てを行うことになります。」
- ウ 甲 「輸入される前に、税関にサンプルを提出して侵害品かどうかを判断してもらうことはできますか。」
乙 「それはできません。輸入申告された現物に対して認定手続が行われ、権利者と輸入者双方の意見や証拠に基づいて侵害品かどうかの判断が行われます。」
- エ 甲 「輸入差止申立てが受理された場合、何らかの方法で輸入差止申立ての内容が公表されることはありますか。」
乙 「税関のホームページにおいて、輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、権利の種別、権利の内容、侵害すると認める物品の品名、輸入差止申立ての有効期間が公表されます。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問39

図1は、政府模倣品・海賊版対策総合窓口が2004年～2017年の間に受け付けた相談案件2286件のうち、模倣品の製造国・地域が判明しているもの674件につき、国・地域別の割合を示したものである。また、図2は、当該期間に受け付けた相談案件2286件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなもの2159件につき、知的財産権・関連法令別の割合を示したものである。これらの図を見ながら、X社の法務部の甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。（出典：「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」，政府模倣品・海賊版対策総合窓口，2018年6月。なお，出題のため一部変更している。）

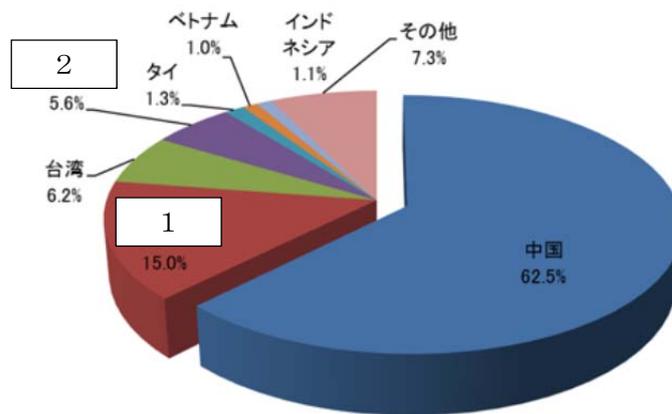


図1 模倣品の製造国・地域が判明している相談案件の割合（2004年～2017年の累計）

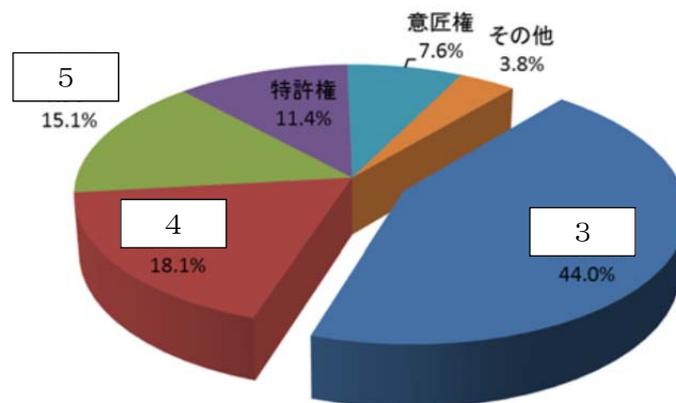


図2 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合（2004年～2017年の累計）

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- ア 甲 「図1の と に入る国はどこですか。」
 乙 「 は日本で、 は韓国です。」
- イ 甲 「図1を見ると、模倣品の製造国としては、やはり中国が多いようですね。最近はどのような実態なのでしょう。」
 乙 「模倣品を本物と見た目そっくりに作り、商標をつけずに販売して、商標権侵害を免れるといったケースが多いようです。」
- ウ 甲 「中国では一度処罰されても再び模倣品を生産する再犯行為が後を絶たないそうですね。当局の摘発を逃れるために再犯者の手口も巧妙化しているとききます。」
 乙 「中国では、違法経営額を超えない侵害行為は、行政上の摘発は可能であっても刑事罰の対象とならないことから、模倣品の生産量、在庫量及び販売量を小口化して刑事罰から逃れようとしたり、証拠となる帳簿を記載しなかったりする業者もあるようです。このような業者が仮に摘発されても、処罰が軽いケースが多いようです。」
- エ 甲 「図2の と と に入る知的財産権・関連法令は何でしょうか。」
 乙 「 は著作権で、 は不正競争で、 は商標権です。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問40

X社の法務部の部長甲は社員乙に対して、国際的な著作物保護の枠組みについて質問をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「ベルヌ条約についてはどのような特色がありますか。」

乙の発言1 「ベルヌ条約には遡及効がありますので、条約の発効前に創作された著作物であっても、条約の発効時に保護期間が満了していなければベルヌ条約に基づく保護の対象となります。」

甲 「万国著作権条約についてはどのような特色がありますか。」

乙の発言2 「万国著作権条約には遡及効はありません。また、無方式主義の国における著作物が、方式主義を採用している国で保護されるための条件として©マークの表記を要求しています。現在は、かつて方式主義を採用していた米国を含めほとんどの国がWTOに加盟し、WTO協定の一部であるTRIPS協定を受け入れているため、万国著作権条約の意義は乏しくなりました。」

甲 「そのTRIPS協定が定めているのは著作権に関する事項だけですか。」

乙の発言3 「いいえ。著作権だけでなく、特許、意匠、商標、集積回路の回路配置に関する規定も置いています。また、TRIPS協定には、水際措置や紛争解決に関する定めもあります。」

甲 「TRIPS協定と最初に質問したベルヌ条約とはどのような関係がありますか。」

乙の発言4 「TRIPS協定の加盟国はベルヌ条約の遵守義務を負っているため、ベルヌ条約で保護される著作権及び著作者人格権はTRIPS協定でも保護対象となります。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問4 1

X社の法務部の部員甲が、米国の著作権法について説明をしている。ア～エを比較して、米国著作権法に関する甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 「著作物として保護されるために、©マークをつける必要はありません。」
- イ 「著作権の登録は、著作物として保護されるための要件ではありません。」
- ウ 「著作物として保護されるためには、有体物に表現が固定されていることは要件となりません。」
- エ 「©マークといった著作権表示は、損害賠償の問題になった場合に、善意の抗弁が認められるかどうかに関わってきます。」

問4 2

X社の法務部の部員甲が、米国の著作権法について説明をしている。ア～エを比較して、米国著作権法に関する甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 「フェア・ユースは判例法上の考え方であって、著作権法上にフェア・ユースを明記した条文はありません。」
- イ 「未発行の著作物はフェア・ユースの対象となりません。」
- ウ 「トランスフォーマティブ（変容的）と認められなければ、フェア・ユースとして認められることはありません。」
- エ 「フェア・ユースの判断を行う際には、各要素を個別に検討することになりますが、すべての要素がフェア・ユースの判断に有利であることは必要とされていません。」

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問43

ア～エを比較して、フランスの著作権法（知的所有権法典第1部）に関するX社の法務部の部員甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「日本の著作権法と同様に、応用美術のうち美術工芸品のみが美術の著作物として保護されます。」
- イ 「2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して利用することができないものが、共同著作物として保護されます。」
- ウ 「著作権の存続期間は、原則として、著作者の生存中及びその死後95年です。」
- エ 「紙などの媒体に固定されていないものであっても保護されるので、例えば、講演や演説についても保護対象となります。」

問44

日本の出版社X社は、映画のDVDについて、日本で製作し中国で発売することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務部担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 中国においては多くの海賊版が流通しているが、法的に中国税関が著作権侵害品を差し押さえることが認められておらず、中国から多くの国への海賊版輸出につながっていると批判がある。
- イ 映画のDVDの著作権が中国で侵害された場合には、民事訴訟、刑事訴訟を起こすことはできるが、行政機関による救済を求めることはできない。
- ウ 映画のDVDの著作権が中国で侵害された場合に備え、事前に著作権登録をしておくことで権利行使がスムーズになる場合がある。
- エ 映画のDVDを中国に輸出する際には、中国に会社登記を有する業者に行政機関における内容審査を委託する必要があるが、必ずしも出版物の輸入経営の許可を得た業者である必要はない。

【第33回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問45

日本のIT企業であるX社は、中国企業Y社と共同でソフトウェアを制作することを計画している。X社の役員甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 甲 「中国でソフトウェアを保護できる知的財産権としては、どのようなものが考えられますか。」
乙 「ソフトウェアのプログラム自体は著作権で保護されます。また、ソフトウェアの商品名については、商標権で保護を受けることも考えられます。もっとも、ソフトウェアはいかなる形であっても特許権を取得することはできません。」
- イ 甲 「Y社と共同で制作したソフトウェアの著作権の帰属について、契約を結ばなかった場合にはどのようなになるのでしょうか。」
乙 「ソフトウェアにおいて各人が寄与した部分が分割使用可能なときであっても、わが社とY社との共有となります。」
- ウ 甲 「Y社が開発した部分に係る著作権を含めすべてわが社に帰属させる際に、技術輸出入管理条例が関係してくる可能性はありますか。」
乙 「中国国内企業から外国企業への著作権の利用許諾又は譲渡と判断される場合には、技術輸出入管理条例の適用がある可能性があります。」
- エ 甲 「中国での著作権に関する訴訟は多いのでしょうか。」
乙 「中国での知的財産関連訴訟は増加し続けていて、商標に関する訴訟が一番多く、次いで著作権に関する訴訟となっています。」

【第33回知的財産管理技能検定】

【1級 学科】

番号	正解
問1	イ
問2	エ
問3	ア
問4	イ
問5	ウ
問6	ウ
問7	ア
問8	エ
問9	イ
問10	ウ
問11	ウ
問12	イ
問13	イ
問14	イ
問15	イ
問16	イ
問17	ウ
問18	エ
問19	ア
問20	イ
問21	ウ
問22	ウ
問23	ウ
問24	エ
問25	ア
問26	イ
問27	イ
問28	イ
問29	エ
問30	イ
問31	イ
問32	ウ
問33	ア
問34	イ
問35	ア
問36	エ
問37	ア
問38	イ
問39	エ
問40	エ
問41	ウ
問42	エ
問43	エ
問44	ウ
問45	ウ